

2023年3月16日

学生の皆さんへ

学長 松尾 太加志

新型コロナウイルス感染症対策に伴う「本学の課外活動」の取扱いについて (第20報)

本学では、2020年2月から、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う『本学の課外活動』の取扱いについて」に基づく課外活動の実施を、学生の皆さんにお願いしてきました。

この度、2023年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが発表されました。

この方針に先立ち、本学では全学の対応方針を見直し、課外活動の実施については、これまで事前申請かつ許可制としておりましたが、全面廃止とすることとなりましたので、通知します。(ただし、「飲食を伴う懇親会等」については、事前に届出が必要です。)

記

1 課外活動とは

学生が行う全ての課外活動を指します。

具体的には、学友会や各学部自治会、大学祭実行委員会による活動、サークル活動(公認・非公認を問わない)などです。

2 実施時期

2023年4月1日～2023年5月7日

3 活動の範囲

学内、学外問わず、事前申請かつ許可を得ることなく、活動を可能とします。

ただし、下記施設は現在使用できませんので、注意してください。

●北方キャンパス 体育館2Fのトレーニングルーム

⇒トレーニング機器の安全を確認した上で使用可能とし、後日その旨を通知する。

●北九州学術研究都市(ひびきのキャンパス設置)にあるクラブセンター

⇒現在、管理会社により使用が禁止されている。使用再開後から使用が可能。

4 飲食を伴う懇親会等について

送別会や歓迎会など課外活動の一環としての組織的な飲食を伴う懇親会等のみを開催する場合は、事前に届け出てください。開催後の報告書の提出は不要です。

<提出及び問い合わせ先>

【北方キャンパス】 総務課 093-964-4004 shomu@kitakyu-u.ac.jp

【ひびきのキャンパス】 学務課 093-695-3350 h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp

5 課外活動にあたっての注意事項

下記内容の遵守及び確認等を行うことを必須とします。

- (1) 本学の感染防止対策
- (2) 各活動団体が定めるガイドライン等
- (3) 国及び地方公共団体の通知等
- (4) 学外施設を使用する場合は、その施設が定める注意事項等

<課外活動の取扱いに関する問い合わせ先>

【北方キャンパス】 学生支援課学生係 093-964-4012

【ひびきのキャンパス】 学務課学生係 093-695-3350